

商標権侵害の回避と否定の理論と実務 「商標の変更」と「商標の類似」

難易度
中級

～どこまで商標を変更すれば侵害にならないか～

2019年11月29日(金) 10:00～17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆商品の販売前、販売後に類似する登録商標、周知・著名商標が発見された場合、どのように対応するかは企業の悩みどころとなっています。
- ◆このような場面に直面した場合、法律上・実務上、どのような対応策がとれるのか、「商標・ブランド・店舗デザインの変更」の方法論を中心に、どのように商標・ブランド・店舗デザインを変更すれば侵害になり、または、侵害にならないかについて、黒、白、灰色に分けて、最新の裁判例に基づき解説します。
- ◆具体的には、語頭または語尾に別の語を付加する場合、別の漢字にする場合、図形を付加する場合、日本語を英語にする場合、商号商標とする場合、足す場合、引く場合、店舗デザイン的设计変更等の27のバリエーションに分けて解説します。
- ◆また、どのように商標・ブランド・店舗デザインを変更すれば、識別性の要件をクリアできるかについても解説します。
- ◆最後に、商標権侵害を否定する方法として、商標の非類似、商品・役務の非類似、商標法26条(商標権の効力の制限)、商標的使用理論(商標法26条との役割分担)、権利濫用、準用特許法104条の3、並行輸入、先使用権の概要と裁判例を紹介합니다。
- ◆本講座を通じて、商標調査の際の商標の類否判断の「キレ」を身に着けることができます。

<講座内容>

- | | |
|---|--------------------------|
| I 商標・ブランド・店舗デザインを変更した会社 | 3. 商標的使用論(商標法26条との関係) |
| II 商標・ブランド・店舗デザインの変更(成功例と失敗例)
27のバリエーションを、白、黒、灰色に分けて解説 | 4. 商標法26条 |
| III 識別性と商標・ブランド・店舗デザインの変更
どのように商標を変更すれば識別性の要件をクリアできるか | 5. 権利濫用・準用特許法104条の3 |
| IV 商標・ブランド・店舗デザインの変更のタイミング | 6. 厳しくなる並行輸入 |
| V 商標権侵害を否定する方法 | 7. 先使用権 |
| 1. 商標の類似 | 8. 部品と完成品の関係 |
| 2. 商品・役務の類似 | VI オリンピックと商標法及び不正競争防止法 |
| | VII 米国における商標権侵害判断基準の日本上陸 |
| | VIII 改正意匠法と店舗デザインの保護 |

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◇本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

◆日時 2019年11月29日(金) 10:00～17:00

◆会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円(※消費税込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)